

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成28年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例	農地利用最適化推進委員及び社会福祉施設整備審査会委員の報酬額を定めるとともに、専門委員の報酬額を引き上げるものです。	平成28年 12月議会 議案 第121号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 非常勤職員の報酬に関する事項であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するとともに、所要の規定の整備を図るものです。	平成28年 12月議会 議案 第122号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する事項であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当の支給対象者等を拡大するものです。	平成28年 12月議会 議案 第123号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の退職手当に関する事項であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の期末手当の額を改定するも のです。	平成28年 12月議会 議案 第124号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関する事項であり、実施要 綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市野外活動センター条 例の一部を改正する条例	野外活動センターにグランド管理棟を 設置するものです。	平成28年 12月議会 議案 第125号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	スポーツ 振興課 089-948- 6525
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市議会議員及び松山市 長の選挙における選挙運動 経費の公費負担に関する条 例の一部を改正する条例	公職選挙法施行令の改正に伴い、選 挙運動経費の公費負担限度額を引き 上げるものです。	平成28年 12月議会 議案 第126号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 選挙運動経費の公費負担に関する事項であ り、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該 当しないため	選挙管理 委員会 事務局 089-948- 6618
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市公民館条例の一部を 改正する条例	余土公民館を移転するとともに、使用 料を改定するものです。	平成28年 12月議会 議案 第127号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市北部福祉交流の家条例	北部福祉交流の家を設置するものです。	平成28年 12月議会 議案 第128号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	高齢福祉 課 089-948- 6388
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市農業委員会の委員の 定数及び選挙区並びに部会 等に関する条例及び証人等 の実費弁償に関する条例の 一部を改正する条例	農業委員会等に関する法律の改正に 伴い、農業委員会の委員の定数を改 めるとともに、農地利用最適化推進委 員の定数等を定めるものです。	平成28年 12月議会 議案 第129号	パブリック コメント	H28.10. 11 ～ H28.11. 10	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を 聴きました。	農業 委員会 事務局 089-948- 6626
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する ⇒ 市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒ 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。